

あなたの施術所は大丈夫ですか？

施術所の広告事項について

広告は、看板、印刷物など、目に触れるものが対象となります。
以下の認められている事項のほかは、何人も、いかなる方法によるを問わず、
広告をしてはならないとされています。
なお、違反した者は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

<あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律>

以下の事項は、広告可能な事項となります。（法第7条）

- ・施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第1条に規定する業務の種類
- ・施術所の名称、電話番号及び所在地の場所を表示する事項
- ・施術日又は施術時間
- ・その他厚生労働大臣が指定する事項（※）

※その他厚生労働大臣が指定する事項は以下のとおりです。（平成11年3月29日付厚生省告示第69号、平成28年6月29日付厚生省医政局長通知）

- ・もみりようじ
- ・やいと、えつ
- ・小児鍼（はり）
- ・法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨（※開設の届出をした旨）
- ・医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- ・予約に基づく施術の実施
- ・休日又は夜間における施術の実施
- ・出張による施術の実施
- ・駐車設備に関する事項

<柔道整復師法>

以下の事項は、広告可能な事項となります。（法第24条第1項）

- ・柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- ・施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ・施術日又は施術時間
- ・その他厚生労働大臣が指定する事項（※）

※その他厚生労働大臣が指定する事項は以下のとおりです。（平成11年3月29日付厚生省告示第70号、平成28年6月29日付厚生省医政局長通知）

- ・ほねつぎ（又は接骨）
- ・法第19条第1項前段の規定による届出をした旨（※開設の届出をした旨）
- ・医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- ・予約に基づく施術の実施
- ・休日又は夜間における施術の実施
- ・出張による施術の実施
- ・駐車設備に関する事項

違反の多い広告事例（一例）

『各種保険取扱』、『交通事故』、『料金』、『肩こり、腰痛等の適応症や効果効能』、『出身校や経歴』、『技能及び施術方法』、『整体やカイロプラクティック等の法以外の医業類似行為』などを広告することは違反です。